

サマーレビュー協議事項調書

1 部局名 (課名)	学校教育部 (教育総務課・健康安全課)
2 協議事項 (案件名)	大規模地震や荒天時における学校の対応について
3 背景・現状 (現状把握で きる統計数 値など)	・各学校では「危機管理マニュアル」において災害ごとの対処基準を定めている。在校中に震度5弱以上の地震や下校時に危険が伴う悪天候の場合は、児童生徒を留め置き、以後の対応を検討する運用としているが組織的整備は不十分である。 ・児童生徒を学校に留め置く場合、学校管理下の扱いとして健康管理が学校の責務となるため、学校の実情に応じて児童生徒・教職員用非常食(以下、学校用非常食)を配備することとしている。 (144校のうち101校が学年費等の私費会計で配備、公費配備無) ・20政令市のうち5市において非常食を公費で購入している。(別紙1) ・学校には市避難所用非常食も配備されているが、50食単位のアルファ化米で、大規模地震等による避難者を想定したものである。
4 検討経過・ 課題	・避難情報発令(特に避難指示、緊急安全確保)に伴う災害対応の経験が浅く、多くの学校が下校判断に苦慮している。 →児童生徒・教職員が相当の危険を負って下校させる実態もある。 ・学校用非常食の配備は学年費等の私費会計に依っているうえ、配備状況も各校で異なるため、その管理・更新は学校の負担になっている。 →学校が児童生徒を留め置く際の判断を鈍らせる可能性がある。
5-1 方向性の 提案(目指 すべき姿)	【児童生徒の下校・留め置き基準】 ・原則として速やかに下校させる。 ・震度5弱以上の地震や下校時に危険が伴う悪天候により保護者への引き渡しが困難な時は、児童生徒を学校に留め置く。 ・2025年4月以降、当該判断基準等を追加した「危機管理マニュアル(改正版)」を施行し、学校用非常食が配備できた学校から運用する。 【学校用非常食の公費配備】 ・2024年9月～11月補正(債務負担行為設定)、2025年度当初予算要求 ・2025年5月末 各学校への配備終了
5-2 上記の方 向性決定 に向け議 論する事 項(妥当性、 必要性、有効 性など)	【学校用非常食の必要性】 ・児童生徒を留め置く場合は避難者用の主食を消費することとし、既存の市避難所用非常食(アルファ化米)を個食化して対応する。(危機管理課調整済、経費: 差額@62×6食×2,406学級×4回×1.1=3,939千円) ・消費しやすく、教職員等の作業負担が少ない個食の学校用非常食(米粉クッキー)を新たに配備する。(経費: @400×6食×2,406学級×4回×1.1=25,408千円) ※配備数の積算基礎は別紙2のとおり ・学校用非常食から消費し(18時頃を想定)、長時間に亘る場合には市避難所用非常食を消費する(20時頃を想定)。 ・飲料水については市避難所用非常食から消費する(断水時等)。 【学校用非常食を公費配備とする必要性】 ・教育委員会管理にすることの効率性 ・全ての小中学校へ配備することの統一性 ・児童生徒を学校に留め置く場合、学校管理下の延長として、学校及び学校設置者は、児童生徒等の安全確保や危険等発生時における適切な対処についての措置を講じる必要がある。

6 結果	☒ 提案どおり進める ☐ 提案内容を一部見直して進める ☐ 再度、調査研究等を行い検討 ☐ その他	具体的内容
7 その他		